第 72 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立洞川教育キャンプ場）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者を指定する。

令和８年11月27日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

１　公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場

２　指定管理者

神戸市中央区東川崎町１丁目３番３号ハーバーセンター５階神戸市青少年会館内

特定非営利活動法人こうべユースネット

理事　辻　幸志

３　指定期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

理　　由

神戸市立洞川教育キャンプ場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

参考資料

神戸市立洞川教育キャンプ場の指定管理者の指定等について

１．公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場

２．指定管理者

特定非営利活動法人こうべユースネット

代表者　理事　辻　幸志

住所　　神戸市中央区東川崎町１丁目３番３号ハーバーセンター５階神戸市青少年会館内

３．指定期間

令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日

４．債務負担行為

期間：令和８年～13 年度　　限度額：32,000 千円

５．令和９年度予定額　　6,180 千円

（令和８年度指定管理料）　　7,391 千円

６．選定までのスケジュール

・応募要領配布期間　令和８年６月 29 日（月）～令和８年７月 13 日（月）
・現地見学会　　令和８年７月 16 日（木）
・質問受付期間　　令和８年７月 14 日（火）～令和８年７月 21 日（火）
・提案書類受付期間　令和８年９月１日（火）～令和８年９月８日（火）
・選定評価委員会　　令和８年 10 月 14 日（水）

７．選定理由

応募２団体中

・施設運営・事業実施における運営の基本方針が、「自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図る」という施設の設置目的に合致しており、具体的かつ実現性の高い提案内容であった。
・施設の管理運営体制は、本市が求める水準のサービスを安定的に提供できる組織体制・人員配置となっており、総合的に優れていることから、安定した運営が期待できる。
・安全管理計画において、気象警報や災害への対応に加え、防犯カメラの設置や緊急時の連絡体制の整備等、多面的なリスクを想定した実効性の高い提案内容であった。加えて、危険木対策についても、定期的な点検・伐採に加え、樹木のナンバーリングやチェックリストの導入、ＩＣＴを活用した記録管理等の具体的な手法が提案されており、安全管理体制の充実が期待できる。
・自主事業であるキャンプ事業については、助成金の活用による参加者負担の軽減や、多様で参加しやすい自然体験プログラムが提案されており、利用促進及び施設の魅力向上につながる具体的かつ効果的な提案内容となっている。

との理由で選定

８．主な提案内容

・利用人数について、令和９年度 4,900 人から、令和 13 年度 5,080 人まで段階的な増加目標を設定しており、ＳＮＳ（Instagram・X）やホームページを活用した情報発信を行うとともに、観光協会や近隣施設等と連携した広報及びファミリー向けキャンプや自然観察会などの体験型イベントを実施することとしている。

・利用料金収入について、令和９年度 1,036 千円から、令和 13 年度 1,079 千円への増加を見込んでいるほか、事業面では、幼小中学生向け宿泊・日帰りキャンプ及び親子向けキャンプを複数回実施するとともに、一部事業については助成金を活用し参加者負担の軽減を図る。

・六甲山の自然を活用したクラフト体験、デイキャンプ、アウトドア料理大会などの季節イベント等を実施するほか、24 時間利用可能な WEB 予約システムやキャッシュレス決済を導入する。

９．評価項目・評価結果

評価項目		配点	候補者	次点者
申請者に関する項目	団体運営における理念・方針	15	12	９
	障害者雇用への取り組み			
	財務状況			
	同種・類似施設の運営実績			
地域経済の活性化に関する項目	神戸市内の活動拠点	10	10	10
	市内企業の活用、地域経済活性化への提案			
事業運営に関する項目	管理運営に関する項目	35	32	28
	サービス内容に関する項目	30	23	23
収支予算	経費の効果的・効率的な運用	10	６	６
	単年度および５年間の収支均衡			
合計		100	83	76

※施設のあり方の検討により、同じ指定管理者を継続して指定したため（令和８年度非公募）、管理運営に対する評価結果を加減算していない。

10．応募団体

・特定非営利活動法人こうべユースネット（指定管理者候補者）

・ＮＰＯ法人 PinionGear（指定管理者候補者次点者）

〔施設の概要〕

（１） 設立趣旨

自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図るために設置。（神戸市立洞川教育キャンプ場条例　第１条）

（２）所在地

北区山田町下谷上字中一里山４番地１

（３）開設時期

昭和 29 年　仙人谷キャンプ場として開設

昭和 45 年　仙人谷キャンプ場、教育キャンプ場、奥再度キャンプ場を統合し、洞川教育キャンプ場へ名称変更

（４）規模構造

敷地面積　38,008.517 ㎡

（５）施設内容

・建 物　総合管理棟 プレハブ造２階建１棟 298.12 ㎡
・シャワー施設
・野外活動施設　テントサイト 22 サイト、炊事場、洗面所、水洗トイレ、野外食堂等

（６）使用時間・休場日

①利用時間

・宿泊を伴うもの　　午後２時 30 分～翌午後２時
・宿泊を伴わないもの　午前９時～午後４時

②休場日

・学校関係団体又は青少年団体の利用のない平日（月曜日から金曜日までの日であって、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は学校休業期間（神戸市教育委員会が定める春季、夏季及び冬季の休業期間をいう。）に該当しないものをいう。）
・年末年始（12 月 29 日から翌年の１月３日まで）

（７）利用状況

・令和５年度：548 件　4,906 人
・令和６年度：524 件　4,908 人
・令和７年度：518 件　4,966 人